

1. 地方自治体に対する確実な財政措置について

要 旨

現在、国内では物価高騰の影響が深刻化しており、行政サービスに要する光熱費や人件費などの各種経費が上昇し、財政負担が大きく増加しています。また、社会的弱者や子育て世帯等に対する支援の必要性も一層高まっています。

一方で、人口減少が続く中、地方税をはじめとする財源の確保が非常に困難になってきており、行政サービスの維持に多大な支障が生じる恐れがあり、安定的な自治体運営に深刻な影響を及ぼしかねません。

つきましては、地方自治体の持続的な運営と行政サービスの安定的供給を確保するため、引き続き地方交付税等の財政措置を確実に講じるよう国に対して働きかけをお願いします。

2. 県の間接補助事業に係る制度見直し及び財政負担の軽減について

要 旨

現在、県補助金のうち各市町村を經由する間接補助事業については、県及び市町村が、それぞれの区域内に属する住民や事業者等を事業実施主体として支援を行っているところです。

しかしながら、近年の物価高騰対策や企業支援等の分野においては、市町村に対して義務的な財政負担が求められる事例が増加しており、市町村の予算編成においても予算計上を余儀なくされるなど、財政運営に大きな負担が生じています。

また、事業の優先度や市町村の財政状況により、事業化に至らないケースもあることから、県内において制度の運用にばらつきが生じ、結果として県民サービスに地域間格差が発生する恐れがあります。

つきましては、地域住民が公平に行政サービスを享受できる体制の構築に向け、市町村間での格差を生じさせることのないよう、既存の間接補助事業については、可能な限り直接補助事業への転換を図るとともに、県が主体となって県の財源により実施する仕組みへの見直しをお願いします。

加えて、引き続き間接補助事業として制度を運用する場合には、市町村に対して義務的な財政負担を求めないよう配慮をお願いします。

3. 標準システム移行に係る移行経費及び運用経費に対する財政措置について

要 旨

国は、令和8年3月までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境整備を目標とされており、町村においては懸命に取り組を進めているところです。しかしながら、全国町村会の調査結果では、多くの団体で移行費用、運用費用ともに想定を超えて大幅に増加する見込みであり、国による支援や対策が十分に行われていないことから、町村においては多大な財政負担が生じることとなります。

デジタル基盤改革支援補助金については、町村ごとに上限額が定められ、システム移行に必要な額に達していない町村があるほか、システム移行に伴い発生する費用にも関わらず、補助対象外とされている経費も多くあります。

また、標準システム移行後の運用経費については、閣議決定された国の方針では、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされておりますが、現実には多くの町村において、移行前との比較で数倍となるなど、大幅に増加する見込みとなっております。

現状のままでは、円滑に標準準拠システムへ移行することが困難となるだけでなく、将来にわたって町村の財政運営に大きな影響を及ぼし、ひいては住民サービスへ支障を来すことは明白であるため、システムの標準化を推進されてきた国の責任として、一段と踏み込んだ支援や対策が必要です。

つきましては、町村において新たな財政負担が生じ、財政運営に大きな影響を与えることから、システム移行に係る新たな費用や影響を受けるシステムの改修費等、移行に関連する全ての費用について、国の責任において全額国費による措置をいただくよう働きかけをお願いします。

加えて、ガバメントクラウドの利用に係る費用を含めた移行後の運用経費について、移行前の運用経費を上回る分については、新たな交付金などにより措置をいただくよう働きかけをお願いします。

4. 買物環境確保対策について

要 旨

近年、買物弱者対策が求められる中、将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備を図ることは大変重要です。

県では、市町村が住民ニーズや事業者の状況を踏まえ「買物環境確保計画」に基づく取組に対して支援する「買物環境確保推進交付金」により、対策を実施されているところです。支援メニューについても、幅広く柔軟な対応をいただいているところですが、一度誘致した企業が閉店となる事例も起きており、買物環境の確保は長期的に取り組んでいく必要があります。

また、買物環境の確保は生活基盤の確保であるとともに、特に過疎・高齢化が進んだ中山間地域では、地域住民の憩いの場、コミュニティの維持と重要な役割を果たしています。

つきましては、買物環境確保推進交付金などにより、町村が主体的に行う持続的な買物環境確保対策について、今後も地域の実情等を勘案し、持続可能なまちづくりにつながるよう継続的な支援をお願いします。

5. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の拡充について

要 旨

町村では、高齢者等の移動に対する支援として、障がいのある方や要介護に認定された方、また、公共交通がない集落の高齢者等を対象としたタクシー費用の助成制度を設けております。

令和2年4月に、これらの取組に対する県の補助制度が創設されましたが、町村の制度を比較すると、助成の対象とする年齢要件や地域要件の差により県の補助対象とならない部分が多く、特に「交通空白地に居住する75歳以上の者、障がい者又は要介護者若しくは要支援者」についてはごくわずかな割合となっております。

つきましては、従前から単独で助成を実施している町村に対して、既存制度による助成額の1/2を助成していただく等の制度拡充をしていただくようお願いいたします。

6. 地域公共交通の安定的持続について

要 旨

地域住民が安心して暮らしていくためには、バス・タクシー・自家用有償旅客運送等の地域公共交通の維持・確保が重要となります。特に児童生徒や免許を返納した高齢者にとっては、通学や買い物、通院といった日常生活において欠くことのできないインフラであります。

一方、全国的に人口減少が進行する中、地域公共交通の利用者数も減少傾向にあり、特に中山間地域に位置する自治体では、地域公共交通網を安定的に持続させるために相当の経費が必要となっており、国と県の財政支援を糧としながら運行できるよう努力しているところです。

県内においても路線バスの運行体制を見直し、児童生徒や高齢者の利便性向上と運行維持に係る財政負担を軽減させるため、公営バスを導入している事例もあります。

しかし、国が実施する地域公共交通の確保、維持、改善を図るための地域公共交通確保維持改善事業費補助金においては、その算定基礎となる「地域キロ当たり標準経常費用」が実勢経費と大きく乖離しています。この基礎数値が補助金をはじめ、交付税措置の算定根拠となることから、特に中山間地域の自治体では、負担が大きくなっているのが現状です。

つきましては、将来にわたり地域公共交通の安定的な運行につなげるため、より地域特性と実態に見合った交付単価の算定方法に見直しをしていただくよう国に対して要望をしていただいたところではありますが、現状の運用が維持されるよう、引き続き国に対して働きかけをお願いします。

加えて、令和8年度から導入が予定されている路線バスでのICOCA利用については、特に日常的に利用する児童生徒や高齢者をはじめとする地域住民に混乱をきたしたり、不便を感じたりすることがないように、利用方法の周知やサポート体制の充実など、町村と連携した対応を図っていただくようお願いいたします。

7. 公共交通機関のキャッシュレス化について

要 旨

公共交通機関のキャッシュレス化については、2025年春にJR山陰本線鳥取倉吉駅間で新たにIC改札機が設置され、県内路線バスへの交通系ICカード導入も2026年春の運用開始を目指して準備が進められていますが、依然として地域公共交通のキャッシュレス環境未整備箇所は残されており、IC未整備駅では降車できないなどのトラブルが頻発しています。

交通系ICは、駅の改札通過やバスの乗降に要する時間の短縮、小銭の準備等が不要になるといったメリットも多く、更には乗降地点や運賃のデータなどを取得して分析をすることで、地域に適した交通の再編、交通計画に利用できます。

また、近年増加しているインバウンド客はクレジットカード決済利用が多く、現金のみ対応の券売機では切符が買えないことで利便性と満足度が低下し、消費機会損失につながることも懸念されます。

つきましては、交通系ICの県全域への早期導入について働きかけいただきますとともに、鳥取、倉吉、米子の主要駅以外へのクレジットカード使用可能な高規格券売機の早期設置等、公共交通の利用促進や利便性向上に向けたキャッシュレス化について、より一層推進していただきますようお願いいたします。

8. 介護人材確保対策について

要 旨

令和6年度介護報酬改定により訪問介護の基本報酬が引き下げられましたが、中山間地域の多くでは事業存続が困難となっております。

つきましては、中山間地域においても在宅介護のできる体制を維持するため、県において、現在取り組んでいただいている訪問介護サービス事業所に対する運営費の支援等について一層の重点的な支援を行うなど、今後とも継続的な支援をお願いします。

9. 自治体病院の医師確保対策について

要 旨

公共交通機関や開業医院も少ない中山間地域において、自治体病院が提供する訪問診療や在宅看取りの取組みも重要度を増していますが、携わる医師の負担も大きくなっています。また、標榜診療科のすべてに常勤医師を確保することは難しいため、非常勤医師による診療科が多くなっています。

自治体病院では、医師の確保策として自治医科大学と特別養成枠の卒後義務年限内の医師の県からの派遣に頼っていますが、中堅の医師の定着がなく若手医師の院内での指導体制の充実を図ることができない状況であり、中堅・幹部医師の確保が急がれるものの実現できていません。

つきましては、県では、「中山間地域を支える医療人材確保に向けた研究会」において、この課題の対策について検討されていますが、引き続き関係市町村と連携・調整を進め、人材確保につながる具体的な施策の実施をお願いします。

加えて、各病院の派遣医師を確保いただくとともに、県立病院を含めた自治体病院全体の安定的な病院運営のためにも卒後義務年限内の医師派遣のみではなく、県あるいは地域による義務年限終了医師や地域医療をめざす医師の確保と派遣体制の整備をお願いします。

10. 薬剤師の確保について

要 旨

自治体病院では、薬剤師が不足しております。特に若年層については、給与面の高さから民間の調剤薬局を選択する傾向があるため、確保に向けて対応策を検討する必要があります。

つきましては、自治体病院が給与面の格差解消のために手当等を上乘せする場合、県による支援事業の創設をお願いします。

1 1. 国民健康保険料（税）における子どもの均等割の軽減について

要 旨

国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置については、令和4年度から未就学児の均等割が5割減額されましたが、軽減の対象が未就学児に限定されており、子育て世帯への負担軽減として充分ではありません。

つきましては、収入のない子どもに対する賦課については、医療保険制度間の公平性や子育て支援の観点から、対象年齢を18歳までとする引き上げの実施、県による新たな軽減支援制度の創設をお願いします。

1 2. 子育て応援市町村交付金の上限額の見直しについて

要 旨

令和6年度の制度改正により各事業や区分毎の上限額が撤廃され、施設の小修繕を可能にするなどの見直しが図られ、国の補助金、交付金等の助成対象である事業との棲み分けをご教示いただいたところです。しかしながら、交付限度額の見直しは行われなかったうえ、圧縮調整により申請どおりの交付がされませんでした。

つきましては、各町村で地域のニーズを反映しながら、独自の子育て応援の事業、活動、環境づくり等への取り組みを安定的に実施する財源として、合計事業費の1/2となる交付額が確保されるよう交付限度額の引き上げと十分な予算措置をお願いします。

1 3. 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について

要 旨

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上の副食費は実費徴収化されました。

子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を行っています。

つきましては、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分について、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いします。

1 4. 保育人材の確保について

要 旨

保育士不足の状況が続くなか、「こども未来戦略」を踏まえた保育士配置基準の改善や令和8年度から本格実施となる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」など、国による子育て支援策の拡充により、より一層の保育人材確保が必要となっています。

町村においては、保育士募集に対して応募が少なく、年度中途での入所希望に対応することが困難であるなど、保護者ニーズに沿った保育サービスの提供が難しい状況が続いています。また、十分な人数の保育士等が確保できないことで、実際に勤務する保育士や保育教諭の負担が増大するなど、保育士等の人材不足が悪循環となり労働環境の改善が進んでいないことが離職を誘発する一因にもなっています。

つきましては、保育士等が安定して働き続けることができるよう、引き続き、保育現場の働き方改革の支援や養成施設の学生や潜在保育士に対する就職促進など、現在実施している事業の効果検証を行いながら効果的な保育士等確保対策に資する施策の推進を図るとともに、支援の必要なこどもを受け入れするために配置する加配保育士に係る経費についても継続して支援をお願いします。

15. 県内における教員養成について

要 旨

鳥取大学は、教育学部の再配置は困難であるとの声明を出しておりましたが、知事の要請を受け、地域学部の「人間形成コース」の名称を、2027年度から「教育科学コース（仮称）」に変更する予定とされました。

これは、教員養成機能があることを明確化し、教員志望者の取り込みを図ろうとするものであり、県内の教員養成の推進が一步前進しましたが、県内での教員養成を推進するためには、履修環境を改善することが必要です。

つきましては、オンライン授業による単位取得を可能とする他大学との連携を進めるなど、学生の負担を軽減する履修環境の改善について、鳥取大学に対して働きかけをお願いします。

16. 教職員不足の改善について

要 旨

学校現場では貧困やいじめ、不登校など解決すべき課題が山積みとなっています。また、英語教育やICT教育など今までにない取り組みが増えていく中で、教員が長時間労働を強いられている状況となっており、子どもたちの豊かな学びを保障できる状況とは言えなくなってきました。全国的にも学校現場における働き方改革に取り組まれています。課題解決には至っておらず、このような現状の中で、教員を目指す人も激減してきております。

国では、教員の調整手当を4%から10%以上に段階的に引き上げることで調整されていますが、これにより長時間労働が改善されるわけではなく、教職員の確保のための抜本的な改善策が必要であると考えます。学校現場を子どもたちの学びの保障ができる環境とし、教員を目指す人材を増やしていくためには、「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を改正するなど、教員数を増やすことが必要です。

つきましては、教員数を増やすことにより、教職員の労働環境を整え、教職員が子どもたち一人ひとりに向き合った豊かな教育が実現できるよう、教員数の充実を図る施策の検討をお願いします。

1 7. 全県的な課題認識に立った不登校対策事業の継続実施について

要 旨

文部科学省の調査によると不登校児童生徒数は11年連続で増加し、令和5年度には初めて30万人を超えました。県内においても同様に増加が続いており、令和5年度の不登校出現率は全国平均を上回っています。このような状況の中、県では不登校は全県的な課題という認識のもと、人的配置のみならず、いじめ・不登校等対策連絡会議などによる課題や取組等の共有、様々な研修の実施など、市町村と一緒に不登校対策について取り組んでいただいているところで

す。

しかしながら、これまでの取組により一定の効果がみられている「校内サポート教室設置事業」や「自宅学習支援事業」について、その主体が市町村に移管となると事業に係る人的配置や運用面で困難をきたすこととなります。

つきましては、不登校対策事業は、喫緊の全県的な課題であることから、引き続き県が実施主体として取り組んでいただきますようお願いいたします。

18. 中学校の給食費無償化について

要 旨

食材が高騰しており、歯止めがかからない状態が続いております。義務教育費は無償ですが、給食費については学校給食法で保護者負担が定められており、生活保護制度による教育扶助や就学援助制度による学校給食費の補助を通じた低所得者層への支援はあるものの、全員の無償化にはなっておらず、設置自治体に任されているのが現状です。

子どもを育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。なかでも「食」は重要であり、将来にわたり健康であり続けるための礎のひとつとなります。義務教育費無償の趣旨を踏まえ、子どもの成長を社会全体で支える施策のひとつとして、子どもたちの安心で充実した食の環境を整える取り組みを進めるためにも、学校給食費の無償化が必要であると考えます。令和8年度から小学校の給食費が無償化になる見通しですが、中学校についてはまだ時間を要します。

つきましては、中学校の給食費の無償化あるいは軽減に取り組む自治体に対して、県による支援制度の創設をお願いします。

19. 化槽設置整備事業の制度拡充（修繕・更新）について

要 旨

し尿等の生活排水の処理について、下水道等整備区域外にあつては、合併処理浄化槽の設置により生活環境の改善、河川の環境保全を図っています。

合併処理浄化槽の設置は、浄化槽設置整備事業の国庫補助制度を活用し普及促進に努めていますが、設置後30年を経過する合併処理浄化槽もあることから、設置者から老朽化による修繕や更新費用に対する助成の要望が多くあります。

下水道等整備区域外は、特に少人数高齢世帯が多く、合併処理浄化槽の設置後に発生する修繕や更新費用の負担が家計を圧迫させることから、人口流出に拍車がかかるとともに修繕・更新が進まないことで水質保全に影響を及ぼすことが懸念されます。

つきましては、今後も住み慣れた地域・住宅で生活をするには、合併処理浄化槽の老朽化による修繕及び更新を推進していく必要があるため、循環型社会形成推進交付金による県の支援制度の創設をお願いします。

20. 中山間地域における圃場整備に係る費用対効果 算定基準の見直しについて

要 旨

中山間地域においては、急傾斜地や狭小・分散した農地が多く存在し、機械作業の効率が低いことから、農業経営におけるコストが高くなるという構造的な課題を抱えています。また、地域によってはすでに担い手が不在である、将来的に担い手が不在となる恐れがあるなど、農業の継続に深刻な懸念を抱えている地域も少なくありません。

このような状況の中で、意欲ある農業者が周辺地域の農地も含めて効率的に活用していくためには、圃場整備による農業基盤の強化が不可欠であり、農地の集積・集約を進める上でも重要な施策となっています。

しかしながら、現行の圃場整備事業においては、事業採択の要件として費用対効果（B/C）1.0以上が求められており、収益性の低い水稻等を中心とする土地利用型農業が主である中山間地域においては、この基準を満たすことが極めて困難な状況にあります。

一方で、同制度では中山間地域に対して、整備面積や担い手割合に関する特例措置が講じられているにもかかわらず、費用対効果の算定基準については全国一律の評価が適用されており、制度としての整合性や実効性に疑問が生じております。持続可能な農業の確立と地域農業の担い手確保・育成を図るためには、地域の実情に応じた柔軟な制度設計が求められます。

つきましては、中山間地域の実情を踏まえ、圃場整備事業における費用対効果（B/C）の算定基準について、地域の基盤整備が円滑に進むよう、県の積極的な支援と関係機関との調整をお願いします。

2 1. 渇水対策への支援について

要 旨

近年、世界的な気候変動の影響もあり、まとまった降雨のない状況や平年を上回る猛暑が続いており、県内各所で渇水状態となる事例が発生しています。この傾向は今後も続くことが想定されており、これに伴い農地への水の供給が不足し、水稻をはじめとする農作物の生育への影響が懸念されるところです。

このような状況の中、農業者におかれては、農業用水確保のため散水車による水の運搬や水中ポンプの設置など、体力面や費用面で多くの負担を強いられており疲弊の色は隠せません。

県では、本年度、農業経営の安定や作物の品質低下の防止のため「渇水対策等緊急事業」を創設いただき、生産者等の負担軽減が図られるようご尽力いただいたところです。

つきましては、次年度以降も想定される渇水状況に対応するため、新年度においても、渇水対策として河川から取水する際の手続きの簡素化など、利用しやすい補助制度の創設をお願いします。

2 2. 松枯れ対策に係る予算確保について

要 旨

令和3年度から令和5年度にかけ、県や関係機関と連携して特別対策に位置づけ、松枯れ対策に取り組んできましたが、今後も発生する恐れがあり、継続した対策に取り組んでいく必要があります。

つきましては、豊かな自然環境を守っていくためにも、特別伐倒駆除をはじめとした松枯れ対策事業について、県当初予算において確実な予算確保をお願いします。

23. 防災・減災強化に向けた制度の拡充について

要 旨

近年、全国各地で豪雨災害が頻発し、甚大な被害が生じていますが、以前発生した災害箇所のすぐ隣で発生することもあり、当初の災害発生時に復旧範囲を拡大することで防ぐことができるものもあります。

災害復旧事業は、国からの高率の財政支援もあり、迅速で確実な復旧を行うことにより住民生活への影響を最小限とすることができるものです。しかしながら、災害復旧工事は原形復旧が原則となっており、近傍の類似箇所における予防的な改修については、災害関連事業として補助制度は設けられているものの、災害復旧事業より補助率は低率であり、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強についても同様の措置となっており、災害関連事業等の改良復旧を行う際の支障となっています。

つきましては、頻発する災害に対応し、防災・減災の取り組みをより強固なものとするため、災害復旧事業と併せて行う残存施設の補強や予防的な措置について、補助率を見直すなど制度の拡充による財政支援をお願いします。

24. 海岸漂着ごみ処理委託事業の財源確保について

要 旨

現在、海岸にはペットボトル、缶、発泡スチロールなどのほか海外製の大型の浮きやロープなどの漁具等、種類・大きさの異なるものが多く漂着しています。沿岸自治体は県からの委託事業として、地元自治会やボランティア団体の海岸清掃などによりその対応を行っていますが、処理するごみの種類・量の増加に伴い必要な処理費も増加の傾向にあります。

更には、台風などで大雨が降った際には、河口付近に木材や葦その他のごみが大量に流れつき、より大規模な清掃を行う必要があります。

つきましては、近年、処理費確保の要望を実施してきており対応いただいているところですが、補助率の更なる拡充をお願いします。

加えて、海ごみや海岸ごみについては世界的にも大きな環境問題として捉えられていることから、海環境の保全という面からも必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。

25. 河川の適正な管理（河川災害の防止）について

要 旨

河川区域内の草木伐採等の簡易的な維持管理は、これまで慣例的に地区住民によるボランティアとして実施されてきました。しかしながら、高齢化や過疎化が進み地元による維持管理が未実施のまま放置され、河川内の草木が生い茂っている箇所が増えつつあります。

近年、全国各地で局地的集中豪雨が頻発する中、河川内の樹木や堆積土砂が流水を阻害することに起因する水害発生危険性について、地域住民から不安の声もあがっています。流域住民の安全・安心のため、「国土強靱化基本計画」に基づき、今後も事前防災の観点から河川の掘削・伐開を引き続き継続していく必要があります。

つきましては、水害対策として河床掘削・河川伐開に鋭意取り組んでいただいているところですが、流水阻害率（3割）に囚われることなく、河川維持管理費を確保いただき、できるだけ早期に河床掘削や伐開など適切な維持管理の実施をお願いします。

加えて、河口閉塞による内水湛水や洪水時の水位上昇に伴う氾濫等を防止するため、河口閉塞対策の適宜実施をお願いします。

26. 内水処理対策の強化について

要 旨

近年、全国各地で記録的豪雨が局地的に頻発し、極めて短時間のうちに住宅地の浸水や土砂災害、農地の冠水など様々な内水被害が発生しております。令和3年7月豪雨では、本県でもその傾向が顕著に表れました。

河川の下流部に位置する町村では、内水処理のための普通河川や水路延長も長いことから、上流部における内水処理対策の影響をまともに受けることとなります。局部的に排水対策が必要なことは十分承知していますが、地球温暖化に伴って今後ますます豪雨が頻発することが見込まれることから、中長期的な河川改修等の整備と併せて、短期的な対策も必要です。

つきましては、県と市町村、必要に応じて国とも連携した内水氾濫対策を議論する場を設置いただいたところですが、引き続き市町村と連携を図りながら内水処理対策をお願いします。

27. 治山・砂防事業の推進について

要 旨

土砂災害防止法が改正され、県内市町村においても数多くの危険箇所が指定されており、早急に対策を講ずる必要があります。平成30年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの自然災害の脅威にさらされており、今後、住民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。

つきましては、治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業をより一層推進いただきますようお願いいたします。

加えて、砂防堰堤等の流路工の流末処理が既存の土水路に接続されている地区では、ゲリラ豪雨等出水時に人家への浸水被害が懸念され、下流域の排水路整備が必須であることから、流末の整備事業についても県事業の対象として実施をお願いします。